

安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例

子どもは未来の宝であり、社会の宝です。

岐阜県の将来を担う子どもたちが、健やかに生まれ、心豊かに成長することは県民すべての願いです。

子どもは、家族やその周りの様々な人々とともに、遊び、学び、育ちます。大人もまた、子どもとともに過ごす時間を楽しみ、その育つ姿から、明日への希望をもらいます。

しかし、今、生まれてくる子どもは減り続けており、子どもに対する虐待、いじめなどが大きな問題になっています。

このまま子どもが減り続けるとどうなるのでしょうか。

働く人が減って経済は小さくなり、年金などの社会保障制度を支えていくことが難しくなるほか、地域社会が衰退することが心配されます。

このように、少子化は社会に大きな影響を及ぼす深刻な問題です。

県民からは、「子どもや子育て家庭に対して社会が冷たい」、「子育てでいざというときに頼れるところがない」、「仕事と家庭が両立できない」といった声が寄せられました。

もとより、結婚や出産は個人的な問題ですが、このような不安により結婚や出産をためらっている人がいます。

岐阜県では、共働きの家庭が多い中、長い時間働く男性が多く、子育てや家事の女性への負担が大きいこと、進学や就職を理由に県外へ出て行く若者が多いことなど、課題があります。

一方、豊かな自然、歴史、文化や伝統はもとより、三世同居の割合が高いこと、住宅事情が良いことなどの子育て環境をもっています。

こうした岐阜県の特徴を活かしながら、不安や問題を取り除き、結婚や出産を望む人の願いがかなう社会、子どもや家庭がその周りの様々な人々に見守られ、ともに支え合いながら安心して健やかに暮らすことができる地域を実現していくことは県民すべての願いです。

少子化は、国全体に関わる問題であり、国と連携を図りながら取り組む必要があります。一方で、地域で暮らす人々一人ひとりが直面している課題であり、この問題に取り組むことは地域づくりそのものであることを踏まえれば、地域においてこそ主体的に取り組む必要があります。

地域、職場や行政がともにこのような社会や地域づくりを進めるため、県民の総意として、ここに、安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例を定めます。

(めざすもの)

第一条 この条例は、社会全体で、安心して子どもを産み育てることができる岐阜県をつくることをめざします。

(大切にしたいこと)

第二条 安心して子どもを産み育てることができる岐阜県をつくるため、次のとおり考え、その考えを大切にします。

- 一 子育てにやさしい社会をつくります。
- 二 地域で子育てを支えます。
- 三 仕事と家庭をともに大切にします。

(子育てにやさしい社会づくり)

第三条 子育てにやさしい社会をつくるため、県民は、子育て家庭に関心を持ち、やさしく手をさしのべます。

2 県は、県民とともに次のとおり取り組みます。

- 一 社会全体で子育て家庭を応援する雰囲気づくりをします。
- 二 結婚、出産や子育てのすばらしさを伝えます。
- 三 豊かな自然の中で子育てができることなど、岐阜県の子育てのしやすさや暮らしやすさを伝えます。
- 四 子育てにやさしい社会をつくるための取組について、情報を集め、発信することにより、社会全体で広く取組が行われるよう促します。
- 五 その他子育てにやさしい社会をつくるために必要なことを行います。

(地域で支える子育て)

第四条 子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域では、世代を超えて、子育て家庭が気軽に相談をしたり、安心して子どもを預けることができる取組などを行います。

2 県は、市町村、学校、保育所、子育て家庭を支援する団体などとともに次のとおり取り組みます。

- 一 子育てについての相談の場や情報の提供をします。
- 二 保育所における保育をはじめ、一時預かりなどの子育て支援を充実します。
- 三 放課後や学校の休日における子どもの居場所を充実します。
- 四 障害のある子どもの保育、教育などを充実します。
- 五 子育て経験者など子育ての応援をしたい人が活躍できる機会をつくります。
- 六 異なる世代間の交流を活発にします。
- 七 妊婦や子どもが安心して医療を受けることができるようにします。
- 八 その他地域で子育てを支えるために必要なことを行います。

(ともに大事にする仕事と家庭)

第五条 仕事と家庭をともに大事にするため、事業者は、従業者の子育てを支援する取組を進めるとともに、若者、女性など働くことを希望する人の働く機会をつくります。

2 県は、事業者とともに次のとおり取り組みます。

- 一 長時間労働を少なくします。
- 二 女性も働き続けることができるよう支援します。
- 三 男性も育児休業をとることができる職場の雰囲気づくりを行います。
- 四 子どもの看護休暇、子育て時期の短時間勤務などにより柔軟な働き方ができるようにします。
- 五 事業者が行う特に優れた取組を明らかにし、支援します。
- 六 その他仕事と家庭をともに大事にするために必要なことを行います。

(父親、母親その他の保護者の役割)

第六条 父親、母親その他の保護者は、子育てにおいて家庭が大切な役割を担うことを認識し、次のとおり取り組みます。

- 一 子どもと一緒に過ごす時間、子どもとのふれあいを大切にします。
 - 二 思いやりと助け合いのもとで子どもを健やかに育てます。
 - 三 積極的に地域の人々と交流し、地域の活動に参加します。
- 2 特に、父親は、次のとおり取り組みます。
- 一 早い帰宅を心がけ、子どもとふれあう時間を増やします。
 - 二 子育てや家事を分担します。
- 3 県は、次のとおり取り組みます。
- 一 父親、母親その他の保護者が、子どもとふれあう時間がもてるように、毎月八日と十八日と二十八日を「早く家庭に帰る日」と定め、広めます。
 - 二 その他父親、母親その他の保護者が家庭における役割を担うために必要なことを行います。

(岐阜県少子化対策基本計画)

第七条 知事は、安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくりのための施策を、総合的かつ計画的に進めるため、岐阜県少子化対策基本計画(以下「基本計画」といいます。)を定めます。

- 2 知事は、基本計画を定めるときや変更するときには、ぎふ少子化対策県民連携会議の意見を聴きます。
- 3 県は、基本計画やこれによる取組について、市町村と十分に情報交換を行い、市町村の取組がより一層進められるように協力し、応援します。

(ぎふ少子化対策県民連携会議)

第八条 安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくりを社会全体で進める機運を高めるとともに、この条例による取組を、県民、事業者、子育て家庭を支援する団体、市町村、県などがともに進めるため、ぎふ少子化対策県民連携会議(以下「県民連携会議」といいます。)を設けます。

2 県民連携会議は、安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくりを進めるため、知事に対し提言することができます。

3 県民連携会議の委員は、知事が任命します。

(その他)

第九条 この条例に定めることのほか、必要なことについては、知事が定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。